

やすだまちづくり行政改革大綱

(第6次町行政改革大綱)

- 「みずみずしい自然と元気

あふれる豊かな里」づくりをめざして -

平成17年10月

高知県安田町

経 過

- ・昭和60年12月、「町行政改革大綱」策定。
- ・平成8年3月、国の指針に基づき見直しを実施、一部改正する。(第2次の大綱策定)
- ・平成10年12月、社会環境の急激な変化に対応して、見直しを実施、計画期間を5カ年として、全面改正する。あわせて5カ年間の具体的実施計画も策定する。(第3次の大綱策定)
- ・平成15年12月、第3次の大綱に基づく5カ年間の具体的実施計画期間終了に伴い、見直しを実施、一部改正する。あわせて3カ年間の具体的実施計画も策定する。(第4次の大綱策定、名称を「やすだまちづくり行政改革大綱2003」とする。)
- ・平成16年9月、第4次の大綱に基づく3カ年間計画期間中、地方分権の進展、三位一体改革及び町村合併の動向などを踏まえ、大綱の見直しを実施、計画期間を3カ年計画として、全面改正する。あわせて3カ年間の具体的実施計画も策定する。(第5次の大綱策定、名称を「やすだまちづくり行政改革大綱2004」とする。)
- ・平成17年10月、第5次の大綱に基づく3カ年間計画期間中、国より「行政改革の推進のための新たな指針」が示され、国の行政改革と歩調をあわせた対応を求められたことから、大綱の見直しを実施。大綱及びこれまでの「具体的実施計画」も平成17年から5年間の「集中改革プラン」にそれぞれ一部改正する。(第6次の大綱策定、名称を「やすだまちづくり行政改革大綱」とする。)

目 次

はじめに	- 4 -
Ⅰ 基本方針と改革の視点	- 6 -
基本方針	- 6 -
1 まちづくりの主人公である町民との協働による町政の推進	- 6 -
2 経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開	- 6 -
3 強固で健全な財政基盤の確立	- 7 -
改革の視点	- 8 -
1 町民との協働による改革の推進	- 8 -
(1)町民と情報を共有し、町政への町民参画の推進	- 8 -
(2)町民との協働による町政の推進	- 8 -
2 経営感覚を磨き、スピード・コスト・成果重視した改革の推進	- 8 -
(1)スピーディーなサービスの提供に努める	- 8 -
(2)最小のコストで最大の成果をめざす	- 8 -

(3)職員の経営感覚を磨き、意識改革の徹底を図る.....	- 9 -
3. 目標を設けた計画的な改革を行う	- 9 -
II 改革の進め方.....	- 10 -
1 集中改革推進期間の設定と公表	- 10 -
2 推進体制の確保	- 10 -
(1)主管課等.....	- 10 -
(2)やすだまちづくり協働委員会の活用	- 10 -
3 改革の計画的な実施.....	- 10 -
4 進捗状況等の公表.....	- 10 -
5 町民からの意見・提案の把握.....	- 10 -
III 改革の具体的方策	- 11 -
1. まちづくりの主人公である町民との協働による町政の推進	- 11 -
(1)公正で透明性の高い行政運営の維持向上.....	- 11 -
(2)開かれた行政の実現.....	- 12 -
(3)町民との協働による町政の推進	- 12 -
2. 経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開.....	- 13 -
(1)町民サービスの向上.....	- 13 -
(2)経営的視点による事業運営	- 15 -
(3)効率的・効果的で活力ある行政体制の整備	- 17 -
3. 強固で健全な財政基盤の確立.....	- 19 -
(1) 事務・事業の見直し(経費の節減・合理化)	- 19 -
(2)公共事業等の見直し(継続).....	- 20 -
(3)人件費の削減.....	- 21 -
(4)受益と負担の見直しによる財源の確保.....	- 22 -
(5)町債の適正運用と財産(基金等)の有効活用	- 23 -
IV 集中改革プラン目標年度等一覧兼進行管理シート(別紙).....	- 24 -

はじめに

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、特に本町など財政力の脆弱な小規模町村にとって厳しい行財政運営が続いている。

また、少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少社会の到来、さらに情報通信技術の飛躍的発展や地球環境問題等とともに、地方分権の進展による三位一体の改革など地方自治体を取り巻く社会経済環境は急激に変化しており、特に近年、NPO など公共サービスの提供に住民自らが担うという認識も広がってきており、これらのことを踏まえたそれぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供するシステムの構築や行政の役割の重点化など、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められている。

本町における行政改革は、昭和 57 年 10 月に「町行政制度研究会(昭和 60 年 8 月に「町行政制度改革研究会」へ改組、さらに平成 13 年 8 月に「やすだまちづくり協働委員会」へ整理統合)(以下「諮問機関」という。)」及び町執行部内に同推進対策本部を設置して、行政サービスの向上と住民ニーズ並びに社会経済情勢の変化に柔軟で弾力的に対応できる行政機構の構築を目指し、諮問機関の提言も受け昭和 60 年 12 月に最初の「町行政改革大綱」(以下「大綱」という。)を策定して昭和 61 年度より取り組んできた。

その後、平成 6 年 7 月、社会経済情勢の変化を踏まえ国より「地方公共団体における行政改革の指針について」の通達があり、これらの視点に立った大綱の見直しが必要であるとして、諮問機関の提言を受け平成 8 年 3 月、第 2 次の新たなる大綱を策定、さらに平成 10 年 12 月には経済の低迷による国及び地方ともに急激な財政状況の悪化などから、大綱の全面的な見直しを行い諮問機関の提言も受けて 5 カ年計画とする第 3 次の大綱を策定、あわせて具体的実施計画も策定して積極的、計画的に実践してきているところである。その後、計画期間が終了したことから、平成 15 年 12 月、引き続き諮問機関の提言を受けて計画期間を 3 カ年度とする第 4 次の大綱(「やすだまちづくり行政改革大綱 2003」)を策定し取り組んできた。

しかしながら国などへの財源依存度が高く財政力の弱い本町にとって前述の地方分権の進展による三位一体の改革や市町村合併の経過など、単独自立では今後の町の存亡までも影響しかねない状況となってきたことから、これらの社会経済環境の変化に機敏に、適切に対応した取り組みを進めて行くこととして、計画期間内ではあるが大綱を全面的に見直し、諮問機関の提言を受けて当面、平成 17 年度から 3 ヶ年を計画期間とする第 5 次の大綱(「やすだまちづくり行政改革大綱」)を策定した。見直し及び策定にあたっては、平成 15 年度に町村合併検討資料として作成した単独自立資料などにも留意して、安全、安心で将来展望が芽生える持続的に発展を続ける

町政を実現するためのより一層の実効ある大綱とするため、「1.まちづくりの主人公である町民との協働による町政の推進」、「2.経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開」、「3.強固で健全な財政基盤の確立」を新たに基本方針に掲げ、町民との協働を核として取り組みスピード・コスト・成果を重視する民間の経営感覚を取り入れた事業運営の推進など、これまでの取り組みをさらに具体的かつ実践面での強化に配慮した新たな視点も加え、簡素で効率的な町行政を徹底して進め、町民サービスの一層の向上を目指すものとした。

こうした行政改革を推進している中、平成17年3月、冒頭記述のとおり、新しい視点にたつて不断の行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要として「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が国より示され、行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表など、地方公共団体は積極的な行政改革の推進に努めることが求められたことから、この指針をふまえ現行の行政改革大綱並びに実施計画(具体的方策)を見直すもので、町議会との協議及び諮問機関の提言を受けて第6次の大綱(「やすだまちづくり行政改革大綱」)を策定することとした。

なお、これまで3～5カ年間の期間を設けた行政改革大綱としてきたことから、期間終了時には新たな大綱を策定する方式としてきたが、本来、行政改革とは常に時代の変化に対応した新しい視点立って不断に取組み、その体制を刷新していかななくてはならないものであることや、3～5カ年間の期間内での取り組みは国が示している集中改革プランと同様であることから、今後は、「行政改革大綱の見直し」と期間設定した「集中改革プランの策定」として取り組むこととする。

また、国の指針の中で示された取組み事項等の大半はすでに現行の行政改革大綱に網羅されていることや、平成17年度から5年間の集中改革プランについてもすでに平成17年度から3年間の実施計画(具体的方策)を策定していることなどから、現行の大綱を基本とした追加、更正及び字句の整理など、一部改正方式を取ることとする。

Ⅰ 基本方針と改革の視点

基本方針

分権型社会システムへの転換が求められる今日、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済環境の急激な変化に的確に対応し、「地域協働」という動向も踏まえ、町民との協働による安全、安心で将来展望が芽生える持続的に発展を続ける町政の実現を図るため、次の3項目を行政改革推進の基本方針とする。

1 まちづくりの主人公である町民との協働による町政の推進

平成12年4月に施行された地方分権一括法により分権型社会システムへの転換、三位一体改革及び市町村合併の波も加わって、地方公共団体には、これまで以上に自主・自立のもと、個性豊かなまちづくりと質の高い住民サービスの提供が求められている。しかしながら本町のような小規模で国などへの財源依存度が高く、自主財源の乏しい地方公共団体にとって、昨今の厳しい社会経済情勢の下、山積する課題に的確に対応し、安全、安心で将来展望が芽生える持続的に発展を続ける町政の実現するためには、行政とともに町民の担う役割も大きく、これからの町政においてはより一層の行政と町民の協働によるパートナーシップの確立が必要不可欠になってきている。

したがって、今後は、地域協働の活性化を推進するとともに行政情報の公開やまちづくり協働委員会並びに同部会への町民参加等をさらに積極的に進め、行政と町民との協働による開かれた公正で透明性の高い町政の推進を図っていく。

2 経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開

急激な変化と先行き不透明な経済情勢の下、町政を取り巻く状況は日々変化し、町政は限られた人員と乏しい自主財源の下で、これら時代の変化に対し迅速かつ的確に対応しなければならない。加えて、少子高齢化、過疎化の進行から近い将来には主として中山間地域において限界集落の多発や集落機能の低下が顕著となってくる。

そのため、PFI手法など民間経営の視点と発想を取り入れたスピード・コスト・成果を重視する柔軟な行政の展開と中山間地域の再編に努めていく。

また、ICTの活用や指定管理者制度による公共施設の管理制度の導入等により、町民サービスの質や利便性の向上と一層の徹底したコストダウンも図っていくほか、新しい時代に対応する組織機構の再構築、職員の資質向上や意識改革に努め、最小のコストで最大の効果を上げることができる、簡素で効率的な行政体制を速やかに整備していく。

3 強固で健全な財政基盤の確立

今日、国・地方の財政状況は多額の負債を抱え、また依然として先行き不透明な経済情勢とも相まって、非常に厳しい環境が続いている。特に本町の財政事情は、平成15年度に町村合併資料の一環として試算した財政収支からも現行のまま事務事業を進めて行くとしたら数年後には町の貯金である基金のすべてが底をつき、以後は赤字が続くことが避けられない状況にある。一方、急速に進展する少子高齢化社会とそれに伴う人口減少社会の到来等への対応や分権型社会への移行に伴う個性豊かなまちづくりを考えると、今後の行政需要は、地方公共団体規模の大小にかかわらず今後益々多岐多様に亘り、質量ともに増加は避けられない状況にある。

このような厳しい財政環境の下で、新たな行政需要に的確に対応し町民の信頼に応えるには、民と官の役割分担を明確にして、事務事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドを基本とした見直し、また公共工事の見直し、町債の適正運用が必要であり、さらには町民負担の見直しなど、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取り組みを積極的に進め、町政の持続的発展を支え得る強固で健全な財政基盤を確立していく。

改革の視点

1. 町民との協働による改革の推進

(1) 町民と情報を共有し、町政への町民参画の推進

- ・インターネット等による多様な広報広聴手段の採用
- ・バランスシート（ 1 ）・行政コスト計算書（ 2 ）等財務諸表のわかりやすい公表の実施など

（ 1 ）バランスシート・・・企業会計において決算に用いる財務諸表の一つ。会計年度末の資産、負債等の財務状況を示すもので、貸借対照表ともいう。資産の部、負債の部及び資本の部からなる。

（ 2 ）行政コスト計算書・・・町が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、コストを賄うのに要した財源とを比較し、経常的な行政活動における収支の状況を明らかにするもので、民間企業でいう損益計算書にあたる。

(2) 町民との協働による町政の推進

- ・「やすだまちづくり協働委員会及び同企画部会」による町政策の企画立案並びに審議などの推進
- ・町民との協働による町文化センターや福祉館運営の推進など

2. 経営感覚を磨き、スピード・コスト・成果重視した改革の推進

(1) スピーディーなサービスの提供に努める

- ・住民ＩＣカード（ ）を活用した多目的サービス提供の検討など
- （ ）住民ＩＣカード・・・住民がネットワークシステムを利用した行政サービスを受けることができるよう、市町村が住民からの申請によって発行する全国共通様式のカード。簡便な本人認証の手段として使え、ＩＣカードを活用した政府／自治体認証基盤が確立されることで、行政手続きの安全なワンストップサービスが実現できるようになる。

(2) 最小のコストで最大の成果をめざす

- ・指定管理者制度導入による公の施設の管理運営の推進
 - ・民間委託化の推進
 - ・公共工事コストの縮減するなど
- （ ）指定管理者制度・・・地方自治法の改正により、これまで出資法人、公共的団体等へ

の管理委託に制限されていた「公の施設」管理を、民間事業者等を含む地方公共団体が指定する法人その他の団体に管理を行わせようとする制度に改正。

(3) 職員の経営感覚を磨き、意識改革の徹底を図る

・ N P M () 等、新たな手法を取り入れた経営感覚ある改革の実現に向け、職員の意識改革に努める。

() N P M (New Public Management) ・ ・ ・ 民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図るという考え方。より効率的で質の高い行政サービスを提供し、行政活動の透明性や説明責任を高め、市民満足度の向上を目指すもの。

3. 目標を設けた計画的な改革を行う

・ 計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Actin)のサイクル(以下「PDCA サイクル」という。)に基づき不断の点検を行ないつつ、行政改革大綱の計画的な推進を図るため、年度ごとの目標を設定した集中改革プランを策定し、各課等において年度ごとの総括を行い、計画的な実効性のある改革に取り組む。

II 改革の進め方

1 集中改革推進期間の設定と公表

行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度から平成21年度の5カ年間の集中改革プランを策定し、公表する。なお、今後の町政を取り巻く状況の変化に対しては、適宜、PDCAサイクルによる集中改革プランの追加、変更及び期間延長等に対応していくものとする。

2 推進体制の確保

改革の推進については、総務課が主管となり全庁的体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的にやすだまちづくり協働委員会や町議会に報告するとともに、町広報及びホームページなどを通じて広く町民に公表し、意見の反映に努めるものとする。

(1) 主管課等

総務課において、全庁的に改革を推進していくため、毎年度、集中改革プランの進捗状況を調査点検し、各課等と連携を密にして進行管理の徹底を図りながら、行政改革の積極的な推進に努める。

(2) やすだまちづくり協働委員会の活用

集中改革プランの進捗状況を調査審議し、新たな改革に向けての提言を行うとともに、実施状況について報告を受ける。

3 改革の計画的な実施

集中改革プランは、各年度ごとに可能な限り目標の数値化や具体的かつわかりやすい指標等を用いて策定し、その進行管理を行い改革の計画的な実施を図っていく。

4 進捗状況等の公表

行政改革の進捗状況、見直し及び策定の過程については、町広報、インターネット等を通じて広く町民への公表を行う。

5 町民からの意見・提案の把握

ホームページに「やすだまちづくり行政改革フォーラム」(仮称)を設置し、積極的に町民からの意見や提案の把握に努める。

III 改革の具体的方策

1. まちづくりの主人公である町民との協働による町政の推進

(1) 公正で透明性の高い行政運営の維持向上

公正で透明性の高い行政運営を維持向上するため、平成9年度には行政手続制度を、平成14年度には情報公開制度を、また、平成16年度には個人情報保護制度を条例制定し、実施してきたが、更に、説明責任を確保するため各種行政情報の公表など提供施策の充実や行政評価システムの導入と充実を進める。

〔集中改革プラン〕

ア 情報公開及び個人情報保護制度の充実

情報公開及び個人情報保護制度的な運用に努めるとともに、プライバシーの保護に最善の配慮をしながら行政運営の透明性を向上させる。

イ 行政評価システムの導入と公表

事務事業の目的や目標、コスト、成果等を町民にわかりやすく提示するとともに、目標達成度を評価し、事務事業の改善や予算編成に反映していくため、行政評価システム()を導入し、公表する。

()行政評価システム...行政の施策、事務・事業を科学的な分析や経営管理手法を使って、有効性、効率性、経済性などのさまざまな視点で評価し、改善につなげていく仕組み。達成度や費用対効果を体系的に整理し、評価するもの。

ウ わかりやすい財政事情の作成と公表

バランスシートや行政コスト計算書を作成することで、資産や負債、正味資産等のストックに関する情報や行政の部門別コストを総合的に把握し、効率的、合理的な経営管理に役立てるとともに、広報等での公表を通じて町民に本町の財政事情をわかりやすく示す。

エ その他各種行政事務事業及び内部情報の公表

次の各種行政事務事業、内部情報についても計画的に公表していく。

民間委託等の実施状況

指定管理者制度の活用及び未導入施設の状況

定員・給与等の状況

福利厚生事業の実施状況

その他

(2)開かれた行政の実現

町民ニーズを的確に町政に反映するため、地区別行政懇話会を毎年実施してきているが、引き続き同懇話会の実施ややすだまちづくり協働委員会及び同企画部会の活性化を図り、町民が積極的に町政に参画できる仕組みと環境づくりに努める。

(集中改革プラン)

ア 広報広聴機能の充実

町政への意見や要望を広く求め、町民の声を活かした行政運営を推進するため、広報次のとおり広聴機能の充実を図る。

インターネット等による多様な広報広聴手段の採用

町議会本会議・委員会記録のインターネットへの掲載検討

町民との協働による町政情報誌等の作成検討(男女共同参画情報誌・子育てホームページ等)

広報機能強化に向けた職員体制の充実

イ 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素効率化の観点からこれまでも整理統廃合を進めてきたが、町民の町政への参加や町政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、審議等に広く町民の意見が反映されるよう、公募委員制度の導入や女性委員の割合を30%以上に拡大することなど、審議会等の見直しと活性化を推進する。

ウ 行政懇話会の開催等

行政ニーズの的確な把握と町民との協働によるまちづくりを進めるため毎年度行政懇話会を定期的に、各種産業団体等との懇談会も随時、開催する。

(3)町民との協働による町政の推進

地方分権時代に対応して、きめ細かく魅力的で個性豊かなまちづくりを進めていくためには、自己決定・自己責任のもと、町民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことが求められている。このため、行政と町民の役割を明確にしつつ、新たに全町的な町内会の結成に取り組み、これらのコミュニティ活動団体や、ボランティア・NPO()等の各種市民団体との連携体制の確立やネットワークづくりを行うとともに、協働の仕組みづくりや活動

環境の整備等、地域協働のための支援を進める。

() N P O (Non Profit Organization) ...民間非営利団体、民間公益団体のこと。寄附金、会費などを主な財源とし、ボランティアを含む構成員が利潤を追求することなく、社会に対してサービスを提供する組織のこと。

〔集中改革プラン〕

ア 協働への仕組みづくり

町民との協働による町政をより一層推進するため、地域コミュニティの形成を目指した町内会組織の結成に取組み、町民が町政に参加しやすい仕組みや制度の整備を総合的に進める。

町内会組織(自主防災組織含む)の結成

イ 地域協働に関する諸事業等の推進

町民ボランティアやN P O等各種町民団体との連携と協働により、次のとおり個性豊かで活力のあるまちづくりや事業運営を進めるとともに、活動主体との積極的な連携、協力を図る。

N P O等への事業委託の推進

中山間地域等の自主性を活かした地域づくり活動への支援(継続)

身近な公園整備など住民提案型事業の推進

町民による公園管理や緑化の推進

町民との協働による町広報紙等の作成(男女共同参画情報誌・子育てホームページ等)[再掲]

町民との協働による公の施設の円滑な運営の推進(公共施設における町民ボランティアとの協働)

・福祉館・文化センター・地域ふれあいセンター等管理運営

2. 経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開

(1) 町民サービスの向上

町民の視点から質の高い行政サービスを提供するため、窓口サービスの改善や見直しを行い、申請・届出に伴う手続の簡素化、迅速化を図るとともに、郵便局や民間事業者等との連携による窓口拡大制度導入の検討も行い町民の利便性の向上を進める。

〔集中改革プラン〕

ア 窓口サービス等の向上

町民の立場に立った親切的な対応に徹するとともに、申請時等の押印の廃止や手続の簡素化・迅速化と窓口の整理・統合、拡充を進め、また郵便局や民間業者等との連携による窓口拡大制度導入の検討にも取組み町民の利便性の向上に努める。(継続)

イ ICTを活用したサービスの向上

簡素化、迅速化など利便性の向上及び経費の節減等を図るため、インターネット等を活用した情報提供、電子窓口、電子申請などの各種サービスについて、高齢者や障害者等にも配慮したシステムの構築を進める。また、情報セキュリティの信頼性向上にも努め、万全を期す。

町政情報の電子的手段による提供

インターネットのホームページの電子的な手段・媒体を活用した町政情報のわかりやすい提供に努める。

- ・ホームページの充実(継続)

- ・ホームページアクセスのバリアフリー化の導入検討()

()ホームページアクセスのバリアフリー化...ホームページの画面構成等に関する基準を設定し、分かりやすいボタン配置や音声読上げソフトに対応するなど、障害者・高齢者をはじめとして誰もが使いやすいホームページを構築すること。

申請・届出等手続の電子化

インターネットを利用した申請・届出等の手続のオンライン化を計画的に推進し町民サービスの向上に努める。

- ・インターネットを利用した申請・届出等手続のオンラインシステムの構築

- ・住民ICカードを活用した多目的サービス提供の検討

情報セキュリティの向上

住民基本台帳ネットワークの稼働などITを活用した情報ネットワークの拡大に伴い、町民の個人情報や行政情報の保護・管理を強化するため、情報セキュリティの向上を図る。

旧式システムの改善と刷新等

業務・システムの最適化を図るために改善・刷新に取り組むとともに、情報システムの調達の適正化に努め、電子自治体業務の標準化・共同化による業務改革及び

共同アウトソーシングなど低廉なコストで高い水準の運用の実現を進める。

ウ 施設の有効活用による町民サービスの向上

施設の有効活用と町民サービスの向上の観点から、学校施設等について、一層の町民への開放を進める。(継続)

エ 広域行政の推進

生活圏の広域化や多様な住民ニーズに応じて、安芸郡圏を中心に周辺市町村との広域的な連携・協力施策の一層の充実に努めるとともに、住民の生活圏の拡大に応じた地域づくりを進めるため、現行の中芸広域連合を中心とした次の行政事務事業についての広域行政化を検討及び推進する。

- ・ 税等債権回収事務
- ・ 国民健康保険事業・老人保健事業
- ・ 保育所、幼稚園運営
- ・ 保健事業
- ・ 教育委員会・農業委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会

(2) 経営的視点による事業運営

複雑多様化し増大する行政需要に対し、限られた資源と財源の下で的確に対応するため、スピード・コスト・成果を重視した事業運営の実現に向けた取り組みを進める。

また、公の施設の管理運営の徹底した見直しや、公的サービスへの民間活力の積極的な活用を検討するとともに、行政と民間との新たな役割分担の下、最適な担い手による町民サービスの提供を積極的に取り入れるほか、内部管理業務についても、電子化やシステム化等により徹底した効率化・合理化を進め、最小のコストで最大の効果を実現する事業運営に努めていく。なお、町財政事情から、公的施設の新設及び改修などは慎重な検討のうえ適切に対応することとする。

〔集中改革プラン〕

ア 公の施設の管理運営の見直し

施設利便性の向上についての検討を進め、効率的で質の高い町民サービスを提供するため、平成15年度に設けられた指定管理者制度を踏まえ、次のとおり公の施設の安定的・効率的な管理運営および町民サービスの向上を推進する。

指定管理者制度の導入

公共施設利用料金の見直し(体育施設使用時の電気料金等の負担)
利用時間の延長など、施設利便性の向上検討

イ 民間活力、民間能力の活用

民間委託化の推進

行政と民間との新たな役割分担の下、最適な担い手による効率的で質の高いサービスの提供を図るため、次の事務事業について民間委託化を引き続いて積極的に進める。

- ・ ゴミ収集業務の全面委託（継続）
- ・ 学校給食調理業務の委託
- ・ 学校用務員業務の委託
- ・ 国土地籍調査業務の一部委託
- ・ 保育・幼稚園サービスの民間化(再掲)

民間人のノウハウの活用

豊富な専門知識や経験を持つ民間の人材を各分野に専門員として配置し、効果的で効率的な行政経営を研究検討する。

ウ 情報化による業務効率化の推進

今日、情報技術の発達・普及はめざましいものがあり、あらゆる分野で急速に高度情報化が進展している。本町においては、これまで市内LAN（ ）等の情報通信基盤の整備・活用に努めてきたが、新しい技術に対応した個別業務のシステム化や情報の共有化、内部事務のペーパーレス化等をさらに進め、より一層の行政事務の効率化を図る。また、再構築した財務会計システムの機能強化を図るとともに、関係システムの構築を進め、歳入歳出事務の一層の効率化を図る。

()LAN(Local Area Network)...建物内で、コンピュータやプリンター・サーバーなどを高速広帯域回線で結んだネットワークのこと。

エ 環境に配慮した行政の徹底

本町の核となる資源はこの恵まれた自然であり、21世紀のまちづくりのキーワードである環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現をめざして、環境保全に向けた省エネルギーや新エネルギーの導入（天然ガス自動車の導入・グリーン購入

()など)、清流保全対策の推進及び職員のエコ通勤推進等の環境負荷の低減等に積極的に取り組む。

()**グリーン購入**...環境への負荷の少ない商品やサービスを購入すること。

オ 社会経済環境の変化に即応した計画・プラン等の見直し

少子高齢化の進行等、近年の社会経済環境の急速な変化に合わせ、これまでに策定した「町総合振興計画」、「過疎地域自立促進計画」などについて変化に応じ、適宜、適切な見直しと改正を行う。

(3) 効率的・効果的で活力ある行政体制の整備

簡素で効率的な組織機構の形成に努めるとともに、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題や、多様化・高度化する町民ニーズに応えられるよう適宜、組織機構の再編と職員の資質向上を図る。

(集中改革プラン)

ア 組織機構の再編成と活性化

町の財政事情及び市町村合併の経過、また人口の減少による町職員定員の適正化などもふまえ、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに即応した施策を円滑に推進するため、早期に、組織機構の見直しを行い、組織の簡素・効率化を図るとともに職員が一丸となって庁内連携の強化にも努める。

・行政組織の見直しと整理統合

イ 職員の資質向上と意識改革

人材育成基本方針に基づいた各種事業の推進

地方分権の進展に伴い新たな行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、早期に人材育成基本方針を定め、政策形成能力の育成などを中心とした研修内容の見直しなど研修のスクラップ・アンド・ビルドを適宜行い、効果的で密度の濃い研修の実施や自己啓発の環境づくりに努めていく。

・人材育成基本方針の策定

主体性とチャレンジ精神の養成

新たな行政課題に積極的に取り組み、多様化する町民ニーズに的確に応えることができる職員を養成するため、管理職(課長及び補佐級)昇任試験制度や庁内フリ

ーエージェント制度()の導入を検討し職員のチャレンジ精神を涵養するための取り組みを実施していく。

()**庁内フリーエージェント制度**...職員の配置・配属を決定する制度の一つで、特定の職務について職員を公募する方法と、希望する仕事を積極的に意思表示した職員を選考する方法である。

多様な人材の確保や登用の推進

より一層、活力と意欲にあふれた組織とするため、職務経験者の採用や募集・採用方法の改善に引き続き取り組むほか、次のとおり多様な適性を生かした職員の登用を推進していく。

- ・ 職種に制約されない柔軟な職員の配置
- ・ 管理監督者への女性職員の登用(継続)
- ・ 年功序列主義の打破

効率的・効果的な人員配置

地方分権の進展や町民ニーズの多様化等に伴い、新たな業務や課題への対応が求められるが、今後の町財政収支などをふまえ職員定数を70名から65名とし、さらに平成17年度以降の5年間で実質55名程度を目標値とする**定員管理計画**を策定し、業務量に応じた効率的・効果的な人員配置に努めるほか、業務の委託化・ICTによる効率化などを図る。

- ・ 実質55名程度を目標値として、その間、退職者補充(新規採用)は極力控える。

能力・実績重視の給与制度の導入

職員の給与制度については、今後とも国家公務員の給与制度に準拠していくとともに、職員個々の能力と実績に応じた人事評価システムによる新たな給与制度の導入し、常に適正な運用に努める。

- ・ 人事評価システムの導入

経営感覚豊かな職員の養成に向けた意識改革の推進

スピード・コスト・成果を重視する経営感覚を持ち、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組む職員を養成するため、人材育成基本方針による職員提案の活性化や全庁的な行政改革意識の浸透と民間人のノウハウの活用を図るなど、徹

底して職員の意識改革に取り組む。

- ・人材育成基本方針による意識改革の推進

ウ 庁内分権の検討(各課等の自主性重視・現場主義)

各課等の自主性を尊重し、現場からの改革を進めるとともに、予算編成事務の簡素化・効率化を図るため、各課等に課内の予算配分の裁量権を認めるなど庁内分権を検討する。

3. 強固で健全な財政基盤の確立

町財政事情と厳しい財政環境に加え先行き不透明な経済情勢の下、新たな行政需要に的確に対応し、町民の信頼に応えるため、新しい財源の確保や町債残高及び基金の有効活用にも十分に配慮を加えながら、事務事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドを行い、将来に亘り強固で健全な財政基盤を確立していく。

(1) 事務・事業の見直し(経費の節減・合理化)

社会経済環境の変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、経費の節減にとどまらず、事務事業の重点化や質的な充実を図る観点から、費用対効果、官民の役割分担のあり方、施策の優先順位の設定等を厳しく精査し、事務・事業全般にわたり徹底したスクラップ・アンド・ビルドに取り組み実践していく。

[集中改革プラン]

ア 事務事業の効率化の徹底

事務事業の必要性や有効性等を精査し、事務事業の重点化や質的な充実を図るとともに、諸経費について次のとおり徹底した節減と効率化に取り組む。

各種事務事業の廃止・縮小・再構築

限られた財源と人材の中で、環境や福祉、教育等における新たな行政課題に対応するため、各種事務・事業の廃止、統合、再構築を行う。

- ・行政組織の見直しと整理統合(再掲)
- ・公共施設清掃委託等の廃止(継続)
- ・町単独事業である敬老会、成人式、戦没者追悼式の簡素化、休止又は廃止
- ・町内小、中学校の統廃合(規模適正化の実施)
- ・町内保育所の統廃合

一般行政経費等の節減(継続)

庁用事務費や一般経費等一般行政経費については、別に策定する経費節減マニュアルに基づき不断の節減に取り組む。

イ 補助金等各種制度の整理・見直し(継続)

扶助費、補助金等については、行政が関わる必要性や経費負担のあり方、行政効果等を精査し、補助が必要な場合にも終期を設定するなど新設の抑制や整理・合理化に努める。

- ・町単独事業関係(在宅介護手当、見舞金、福祉手当、福祉医療、老人祝金等)の見直しによる段階的な廃止及び対象者の所得制限・滞納者排除の導入
- ・前納報奨金交付割合の引き下げ及び交付納期の設定
- ・町民活動団体への補助金についても運営補助から活動補助への転換及び年額5万円を最低限度額として、それ以下は原則廃止
- ・懇親会費相当額の補助金廃止
- ・補助団体懇親会への酒類寄贈廃止(会費制へ移行)
- ・町民運動会の一本化、各種イベントの簡素化、休止又は廃止
- ・政策的補助金を除き計画期間中、前年度比最大 10%とする。

ウ 用地の取得及び処理の適正化

新たな土地の取得(公共用地先行取得)には、見定めつついた事業のみとするなど特に慎重を期すとともに、遊休土地等行政効果を発揮していない一般会計及び土地開発事業特別会計保有土地等の資産については、処分や有効活用について検討を重ね、計画期間中、毎年度、10,000千円を目標とした処分に取り組む。

(2) 公共事業等の見直し(継続)

厳しい財政環境の下、町経済の浮揚などにつながる社会資本整備は長期的視野に立って重点的に進めていくが、一方、経常的な公共事業は極力抑制を図るとともに、公共工事コストの縮減や透明性、公平性を高めるための入札・契約事務の改善について、引き続き取り組みを進める。

〔集中改革プラン〕

ア 公共事業の抑制等

地域経済への影響にも配慮しながら、経常的な公共事業費を今後は毎年度、県営事業

負担金も含め 1 億円程度を目標に抑制し、延伸可能なものは、年度間調整を図り計画を延伸するなど、公共事業の抑制に努める。また、町民による道路水路等の維持管理体制づくりにも取り組む。

イ 公共工事コストの縮減等

工事コストの低減

工事の計画、設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト縮減等により、工事コストの着実な低減を図る。

工事の時間的コストの低減

工事箇所および時期の集中化や他の事業との連携を密にして、新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの低減を図る。

ライフサイクルコスト()の低減(施設の品質の向上)

施設の耐久性の向上や庁舎等における照明、熱交換設備等の省エネルギー化などによる省資源・省エネルギー化や環境と調和した施設に転換することにより、ライフサイクルを通じて、コスト低減や環境に係るコスト等を低減する。

()ライフサイクルコスト...建設物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階のコストの総計。

工事の効率性向上による長期的コストの低減

工事に関する新技術採用の促進により、工事の効率性を高め、長期的なコストの低減を図る。

ウ 入札・契約方式の改善(継続)

これまで改善してきた入札・契約制度の一層の定着、浸透を図りながら、総合評価方式()等の新たな入札・契約制度の導入を進め、入札における競争性や透明性の向上を図る。

()総合評価方式...工期、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する入札方式

(3)人件費の削減

今後の町財政推計から現行の人件費約 5 億円の削減対策についても、今以上に踏み込んだ

改革を進める必要があることから、可能な限り行政サービスの維持向上に考慮して、次のとおり徹底した削減対策に取り組む。

〔集中改革プラン〕

ア 町職員数の削減と給与カットなど

定員管理計画に基づき定数 65 名を、さらに事務事業の民間委託及び退職者補充者の縮減に努め、平成 17 年度以降 5 年間で実質 55 名程度を目標値とする職員削減(再掲)に取り組むとともに、期間中、職員給料の 10% を上限とした減額を検討、実施する。

イ 町長等特別職給与のカット

町長等特別職給料も、職員と同様の対応とする。

ウ 町議会関係(案)

町財政事情、町長等特別職及び町職員給与等の取組みをふまえ、議員定数及び報酬等について、期間中に適正な見直し措置を講ずる。

- ・ 定数の削減
- ・ 報酬額(基礎額)及び期間中の減額 一般議員報酬の基礎額の引き下げ

エ 審議会、委員会定数及び報酬額の見直し(継続)

これまでも審議会、委員会定数及び報酬額の見直しには、適宜取り組んできているが今後も地方分権の進展、行政のスリム化及び他町村との均衡等を考慮した取り組みを続けていく。

- ・ 農業委員会委員数の削減
- ・ 教育委員会委員数の削減

オ 行政のスリム化等による人件費の削減(再掲)

事務事業の見直しを徹底し、課等の整理統合を図り**管理職員の削減**に取り組む。

(4) 受益と負担の見直しによる財源の確保

行政サービスの提供にかかるコストを十分検証し、受益と負担について徹底した見直しを行うとともに、町税等の自主財源の確保に努める。

〔集中改革プラン〕

ア 使用料及び手数料などの見直し

次のとおり受益と負担の適正化を原則とした、公平で公正な使用料と手数料の設定に努める。

- ・ 国保税率(介護分含む)及び水道使用料の改定
- ・ 保育料は国の基準額と同額とする。
- ・ 各公共施設利用料の現行額の 20% を上限として引き上げるとともに、体育施設使用時の電気料金等を徴収する。
- ・ 各種証明、住民票交付手数料等の現行額の 20% を上限として引き上げる。
- ・ 貸付土地借地料の徴収
- ・ 電力柱及び電話柱占用料の徴収検討
- ・ 特別交付税に関連する算定費目の検証(文化財の県指定など)

イ 収納体制の強化による自主財源の確保

公平性と自主財源確保の観点から、これまで以上に課税客体の適正把握に努めるほか、全庁的な債権回収部門の設置(又は委託)を検討するとともに、時差出勤の導入による夜間徴収等、経費をかけない効率的な徴収対策の導入などにより、現年分の徴収率 98% による収納確保を目標とした体制の強化を図る。また、強制執行等、法的手段の実行を推進する。

- ・ 滞納者カードによる実態把握の徹底
- ・ 悪質滞納者に対する預金等の差押え、連帯保証人への請求、住宅明渡請求、給水停止の処分実施

(5) 町債の適正運用と財産(基金等)の有効活用

経済情勢は依然として先行き不透明であり、今後も町税等の伸びが見込めないことから、町債残高の徹底した削減に努めるとともに、財産収入の確保や基金の有効活用を図る。

〔集中改革プラン〕

ア 町債の適正運用

今後、国の経済対策等にかかる臨時財政対策債など町債の償還が本格化し、公債費が増加することから、引き続き安易な起債は慎むほか、他の財源の発掘や基金の造成等による年度間の財源調整と繰上償還を実施し、公債費の増加を抑制し起債制限比率()を 13% 未満で堅持することに努める。

()起債制限比率...地方交付税で措置されるものを除いた実質的な公債費に充てられる

一般財源の経常的一般財源総額にしめる割合。15%以上で公債費負担適正化計画が必要となり、20%以上で一定の地方債の許可が受けられなくなる。

イ 財産(基金)の有効活用等

一般財源の乏しい町財政事情から基金の有効活用を図るとともに、今後増加が見込まれる町債償還金に配慮して、可能な限り減債基金への積立てにも努める。

IV 集中改革プラン目標年度等一覧兼進行管理シート(別紙)

やすだまちづくり行政改革大綱集中改革プラン目標年度等一覧兼進行管理シート

2005.10

区	分	目標年度等					適用	
		H17	H18	H19	H20	H21		
1.まちづくりの主人公である町民との協働による町政の推進	(1)公正で透明性の高い行政運営の維持向上	ア 情報公開及び個人情報保護制度の充実	制度の充実推進					
		イ 行政評価システムの導入と公表	検討	導入	H19より公表			
		ウ わかりやすい財政事情の作成と公表 ・バランスシートの作成	検討	H18より作成と公表				
		エ その他各種行政事務事業及び内部情報の公表 民間委託等の実施状況 指定管理者制度の活用及び未導入施設の状況 定員・給与等の状況 福利厚生事業の実施状況 その他	引き続いて公表 H17より公表 項目検討		H18より公表 H18より公表 H17.6人事行政の運営の状況に関する条例制定			
	(2)開かれた行政の実現	ア 広報広聴機能の充実 インターネット等による多様な広報広聴手段の採用 町議会本会議・委員会記録のインターネットへの掲載検討 町民との協働による町政情報誌等の作成検討(男女共同参画情報誌・子育てホームページ等) 広報機能強化に向けた職員体制の充実	実施中 検討	H18より実施				
		イ 審議会等の見直し・活性化 公募委員制の導入 女性委員割合を3割以上とする	検討・実施中 検討・実施中					
		ウ 行政懇話会の開催等	毎年度実施中					
	(3)町民との協働による町政の推進	ア 協働への仕組みづくり 町内会組織(自主防災組織含む)の結成	H17に全地区へ設置・以後支援					
		イ 地域協働に関する諸事業等の推進 NPO等への事業委託の推進 中山間地域等の自主性を活かした地域づくり活動への支援(継続) 身近な公園整備など住民提案型事業の推進 町民による公園管理や緑化の推進 町民との協働による町広報紙等の作成(男女共同参画情報誌・子育てホームページ等)[再掲] 町民との協働による公の施設の円滑な運営の推進(公共施設における町民ボランティアとの協働) ・福祉館・文化センター・地域ふれあいセンター等管理運営	検討・実施中 実施中 検討・実施中 実施中 検討中					
			検討・実施中					

区 分		目標年度等					適 用	
項 目	集中改革プラン	H17	H18	H19	H20	H21		
2. 経営感覚を磨き、変化に対応できる地域行政経営の確立と展開	(1) 町民サービスの向上	ア 窓口サービス等の向上 申請時等の押印の廃止 申請手続の簡素化・迅速化 窓口事務の整理・統合、拡充 郵便局や民間業者等との連携による窓口拡大制度導入		H18までに見直し完了 期間中、最高10分以内を目標とする。				
		イ ICTを活用したサービスの向上 町政情報の電子的手段による提供 ・ホームページの充実(継続) ・ホームページアクセスのバリアフリー化の導入検討 申請・届出等手続の電子化 ・インターネットを利用した申請・届出等手続のオンラインシステムの構築 ・住民ICカードを活用した多目的サービス提供の検討 情報セキュリティの向上 旧式システムの改善と刷新等		検討・実施中 H18より検討開始				H18より検討開始、H21には構築完了 H18より検討開始
		ウ 施設の有効活用による町民サービスの向上 学校施設等の開放(継続)		期間中検討・実施				開放実施中
		エ 広域行政の推進 税等債権回収事務 国民健康保険事業・老人保健事業 保育所、幼稚園運営 保健事業 教育委員会・農業委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会		期間中検討・実施へ 期間中検討・実施へ 期間中検討・実施へ 期間中検討・実施へ 期間中検討・実施へ				
		(2) 経営的視点による事業運営	ア 公の施設の管理運営の見直し 指定管理者制度の導入 公共施設利用料金の見直し(体育施設使用時の電気料金等の負担) 利用時間の延長など、施設利便性の向上検討		実施中 実施中 期間中検討実施			
		イ 民間活力、民間能力の活用 民間委託化の推進 ・ごみ収集業務の全面委託(継続) ・学校給食調理業務の委託 ・学校用務員業務の委託 ・国土地籍調査業務の一部委託 ・保育・幼稚園サービスの民間化(再掲) 民間人のノウハウの活用		実施中 H20より実施を検討 H19より実施を検討 H19より実施を検討 H21より実施を検討 期間中活用検討・実施				
		ウ 情報化による業務効率化の推進		期間中実施				

区 分		目標年度等					適 用			
項 目	集中改革プラン	H17	H18	H19	H20	H21				
	エ 環境に配慮した行政の徹底 天然ガス自動車の導入・グリーン購入 清流保全対策の推進及び職員のエコ通勤推進	期間中検討・実施								
	オ 社会経済環境の変化に即応した計画・プラン等の見直し 「町総合振興計画」、「過疎地域自立促進計画」などの見直しと改正	期間中推進								
	ア 組織機構の再編成と活性化 行政組織の見直しと整理統合	期間中、適宜実施								
	イ 職員の資質向上と意識改革 人材育成基本方針に基づいた各種事業の推進 ・人材育成基本方針の策定 主体性とチャレンジ精神の養成 ・昇任試験制度、庁内フリーエージェント制度の導入 多様な人材の確保や登用の推進 ・職種に制約されない柔軟な職員の配置 ・管理監督者への女性職員の登用(継続) ・年功序列主義の打破 効率的・効果的な人員配置 ・定員管理計画(別紙)の着実な推進 能力・実績重視の給与制度の導入 ・人事評価システムの導入 経営感覚豊かな職員の養成に向けた意識改革の推進 ・人材育成基本方針による意識改革の推進	H17に組織の見直しを実施	H18中に策定	期間中検討、導入	期間中推進	期間中推進	期間中推進	目標値を55名程度とする。	H19より導入	H19より推進
(3) 効率的・効果的で活力ある行政体制の整備	ウ 庁内分権の検討(各課等の自主性重視・現場主義)	期間中検討								
3. 強固で健全な財政基盤の確立	(1) 事務・事業の見直し(経費の節減・合理化)	ア 事務事業の効率化の徹底 各種事務事業の廃止・縮小・再構築 ・行政組織の見直しと整理統合 ・公共施設清掃委託等の廃止 ・敬老会、成人式、戦没者追悼式の簡素化、休止又は廃止 ・町内小、中学校の統廃合(規模適正化の実施) ・町内保育所の統廃合 一般行政経費等の節減(継続)	H17に見直し実施、H18より施行	継続実施	H18までに方向づけを決定	H19より統廃合	H18より統廃合	経費節減マニュアルによる節減の実施		
	イ 補助金等各種制度の整理・見直し(継続)									

区 分		目標年度等					適 用
項 目	集中改革プラン	H17	H18	H19	H20	H21	
	<p>町単独事業関係(在宅介護手当、見舞金、福祉手当、福祉医療、老人祝金等)の段階的な廃止及び対象者の所得制限・滞納者排除の導入</p> <p>前納報奨金交付割合の引き下げ及び交付納期の設定</p> <p>補助金の運営補助から活動補助への転換及び年額5万円を最低限度額として、それ以下は原則廃止</p> <p>懇親会費相当額の補助金廃止</p> <p>補助団体懇親会への酒類寄贈廃止(会費制へ移行)</p> <p>町民運動会の一本化、各種イベントの簡素化、休止又は廃止</p> <p>政策的補助金を除き、期間中、前年度比最大 10%</p>			H18を終期に廃止・導入完了			
			H18より引き下げ及び第1期に設定				
			H18より完全実施				
			H18から完全実施				
			H18より完全実施				
			H18までに対応決定				
			H18より完全実施				
	ウ 用地の取得及び処理の適正化 慎重な公共用地先行取得 毎年度、10,000千円を目標とした処分	期間中実施					
		期間中実施					
(2)公共事業等の見直し(継続)	ア 公共事業の抑制等 毎年度、県営事業負担金も含め1億円程度を目標に抑制 町民による道路水路等の維持管理体制づくり	期間中抑制実施					
		期間中体制整備					
	イ 公共工事コストの縮減等 工事コストの低減 工事の時間的コストの低減 ライフサイクルコストの低減(施設の品質の向上) 工事の効率性向上による長期的コストの低減	期間中推進					
		期間中推進					
		期間中推進					
		期間中推進					
	ウ 入札・契約方式の改善(継続) 総合評価方式の導入	H17より導入検討			H20より導入		
(3)人件費の削減	ア 町職員数の削減と給与減額など 定員管理計画に基づく職員の削減(再掲) 職員給料の10%を上限とした減額を検討、実施	目標値を55名程度とする。					
		期間中 10%を目標値とする。					
	イ 町長等特別職給与の減額	職員給料と同様の対応を図る。					
	ウ 町議会関係(案) 定数の削減 報酬額(基礎額)のカット等	期間中に定数削減実施12名 10名以下					近隣町村との均衡確保及び職員給料と同様の対応を図る。
	エ 審議会、委員会定数及び報酬額の見直し(継続) 農業委員会委員数の削減 教育委員会委員数の削減	期間中に削減実施17名 15名以下					期間中に削減実施5名 4名以下(検討)

区 分		目標年度等					適 用
項 目	集中改革プラン	H17	H18	H19	H20	H21	
	オ 行政のスリム化等による人件費の削減(再掲) 組織の見直し 管理職員の削減						
(4) 受益と負担の見直しによる財源の確保	ア 使用料及び手数料などの見直し 国保税率(介護分含む)の改定 水道使用料の改定 保育料の国の基準額改正 各公共施設利用料の現行額の20%を上限として引き上げ 体育施設使用時の電気料金等を徴収(再掲) 各種証明、住民票交付手数料等の現行額の20%を上限として引き上げ 貸付土地借地料の徴収 電力柱及び電話柱占用料の徴収検討 特別交付税に関連する算定費目の検証(文化財の県指定など)		H18より改定 H18より実施	H19より改定			
	イ 収納体制の強化による自主財源の確保 現年分の徴収率98%による収納確保 滞納者カードによる実態把握の徹底 悪質滞納者に対する預金等の差押え、連帯保証人への請求、住宅明渡請求、給水停止の処分実施						
(5) 町債の適正運用と財産(基金等)の有効活用	ア 町債の適正運用						
	イ 財産(基金)の有効活用等						

区分			職員数(人)												対前年度増減(計画比)					定員モデル(単純値×10,000)						
			16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		17年度 (実績比)	18年度	19年度	20年度	21年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
			計画	(実績)	計画	(実績)	計画	(実績)	計画	(実績)	計画	(実績)	計画	(実績)												
一般行政	議会 総務	議 会	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	2	2						
		総務企画	12	14	13	10	11	11	11	11	11	10	10	4	1	0	0	1	17	17						
		計	14	15	14	11	12	12	12	12	12	11	11	4	1	0	0	1	19	19						
	税 務	民 生	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	0	1	0	0	0	3	3						
		福 祉	17	16	14	14	13	13	13	13	13	13	13	2	1	0	0	0	13	13						
	経 済	衛 生	7	6	7	6	7	6	7	6	5	5	5	0	1	1	1	0	6	4						
		計	24	22	21	20	20	19	19	18	18	18	18	2	0	1	1	0	19	17						
		労 働												0	0	0	0	0								
		農林水産	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	0	0	0	0	10	9						
		商 工	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1						
	計	土木建設	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	0	1	0	0	0	5	5						
		計	11	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	1	1	0	0	0	16	15						
	計	計	53	51	49	44	45	44	44	43	42	42	42	7	1	1	1	1	57	54						
教 育		13	10	13	12	12	12	12	11	10	10	10	2	0	0	1	1	14	14							
普 通 会 計 計		66	61	62	56	57	56	56	54	52	52	52	5	1	1	2	2	71								
企 業 会 計	水 道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0									
	国 保	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0									
	介 護	1											0	0	0	0	0									
計	計	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0									
合 計		70	64	65	59	60	59	59	57	55	55	55	5	1	1	2	2									
職 員 定 数		70		65		65		65		65		65														

定員モデルは教育長含む